

輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の 提供方法等の変更届出書の記載要領

- 1 輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の変更届出書は、既に提出した「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書」の記載内容に、変更があった場合に、輸出酒類販売場を所轄する税務署長に届け出るものです。
- 2 「輸出酒類販売場の所在地」及び「輸出酒類販売場の名称」欄は、この届出書に係る輸出酒類販売場の所在地及び名称を記載します。
- 3 「変更の内容」欄は、それぞれ次により記載します。
 - (1) 「変更事項」欄
該当する□にレ印を付します。
 - (2) 「変更日」欄
変更があった日を記載します。
 - (3) 「上記1の変更」欄
「変更前」欄及び「変更後」欄は、それぞれ変更前後の電子メールアドレス（80文字以内）を記載します。
 - (4) 「上記2から5の変更」欄
「変更前」欄及び「変更後」欄は、それぞれ変更前後において、届出者が自ら提供する方法に係る場合は届出者の電子メールアドレス、承認送信事業者が提供する方法に係る場合は承認送信事業者の識別符号、氏名又は名称等を記載してください。